

Weekly Report

第443号
平成30年 1月29日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
http://www.szk-accounting.jp/

贈与税の申告に関するQ & A

29年分の贈与税の申告は、2月1日から受付開始となります（3月15日まで）。

◆Q & A

Q. 贈与税の申告が必要になるのは？

A. 個人から財産の贈与を受けた場合が対象となり、29年中に110万円を超える贈与を受けた方や、相続時精算課税制度や住宅取得等資金の非課税措置などを適用する方は、申告が必要です。なお、扶養義務者から教育費や生活費として通常必要な範囲内でその都度行われた贈与には、贈与税はかかりません。

Q. 複数の人からそれぞれ110万円以下の贈与を受けた場合は？

A. 暦年課税の基礎控除額は、贈与を受けた方ごとに年間110万円なので、贈与者の人数に関わらず合計額が110万円を超える場合は申告が必要です。

Q. 相続時精算課税の適用している場合、110万円以下の贈与でも申告が必要？

A. 同制度の適用を選択している贈与者からの

贈与については、110万円いかでも申告が必要です。

Q. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合、非課税額以下であれば申告は不要？

A. 住宅取得等資金に係る非課税措置の適用を受けるためには、期限内に申告する必要があります。

Q. 教育資金贈与に係る非課税措置を適用する場合、申告は必要？

A. 取扱金融機関を経由して行うため、申告は不要です。なお、口座契約が終了した時点での残額は課税対象となり、申告が必要になる場合があります。

Q. 離婚により相手方から財産をもらった場合は？

A. 通常は贈与税がかかることはありません。

外国人労働者数は過去最高の約128万人に

外国人労働者を雇用する事業主には、雇入れ・離職時に氏名、在留資格、在留期間などを確認し、ハローワークへ届け出ることが19年から義務付けられています（アルバイトも届出の対象）。

厚労省がまとめた外国人雇用についての届出状況（29年10月末現在）によると、外国人労働者数は約127万9千人（前年比18.0%増）、外国人雇用事業所数は約19万5千事業所（同12.6%増）となり、ともに過去最高を更新しました。

また、外国人雇用事業所の規模別では「30人未満」の事業所が約11万2千事業所（同14.2%増）で最も多く、事業所全体の57.5%、外国人労働者全体の33.9%を占めています。

★★★2月のチェックポイント★★★

※贈与税の申告・納付は2月1日～3月15日、所得税の確定申告・納付は2月16日～3月15日。

※全国的にインフルエンザの流行が拡大しています。手洗いやマスクの着用、加湿器などで室内を適度な湿度にするなど、予防策を徹底します。

※2月1日～3月18日は「サイバーセキュリティ月間」です。情報漏えい等を防ぐためにも情報セキュリティ対策の取組みを再確認します。

★「法定調書」「給与支払報告書」「固定資産税の償却資産に関する申告書」の提出期限は1月31日。